

嘉手納基地周辺住民の爆音被害軽減を求める意見書

米軍嘉手納、普天間両基地周辺の航空機騒音が依然として軽減されず、夜間の騒音はむしろ増加傾向にあることが、沖縄県文化環境部の平成15年度航空機騒音測定調査結果で明らかになりました。1日平均の騒音発生回数も、嘉手納基地周辺15測定地のうち、13地点で前年を上回っています。

昼夜を問わぬ米軍機の爆音は、周辺住民の生活を著しく妨害しているだけでなく、深刻な健康被害を発生させています。沖縄県が内外の第一線の医師や学者を結集し、平成7年から同10年度に実施した健康影響調査の結果、嘉手納基地周辺の騒音激甚地域で12名の騒音性聴力損失者が発見されたほか、難聴や耳鳴り、高血圧症も多数発症、また学童の記憶力低下や幼児の問題行動を誘発することも明らかになりました。米軍機の激しい爆音は、周辺住民に日常生活上の支障や不快感をもたらすだけでなく、極めて深刻な健康被害を発生させているのです。

これら両基地周辺住民の切実な訴えに対する国の施策は、住宅防音工事等があるが、抜本的な音源対策は不十分です。

住民の深刻な生活被害と健康被害を大きく軽減するには、何よりも米軍が騒音防止協定を誠実に遵守するとともに、騒音の増大につながる基地の運用を厳しく抑制することが必要です。よって本議会は、米軍が下記の事項について迅速かつ誠実に取り組むよう強く要請します。

記

- 1 米軍機の爆音が嘉手納基地周辺住民に著しい健康被害と生活被害を与えていることを認識し、速やかに被害解消のための措置をとること。
- 2 嘉手納基地に関する騒音防止協定(1996年3月・日米合同委員会合意)を誠実に遵守し、その履行状況を明らかにすること。
- 3 爆音の一層の増大につながる自衛隊の嘉手納基地共同使用を行わないこと。
- 4 普天間基地の嘉手納統合を絶対に行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

2004年12月14日
沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛庁長官 防衛施設庁長官
外務省沖縄担当大使 那覇防衛施設局長